

第九管区海上保安本部公示第8号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年1月26日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

新潟海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所  
住所 新潟県新潟市中央区文京町14-13

2 水路測量を実施する区域及び期間

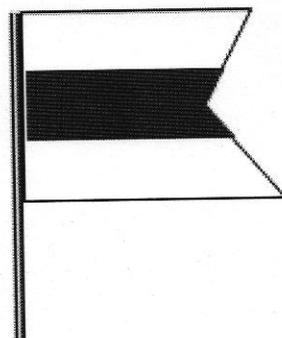
区域 新潟海岸（付図に示すとおり）  
期間 令和5年2月6日から令和5年3月31日までのうち1日間

3 水路測量の実施方法

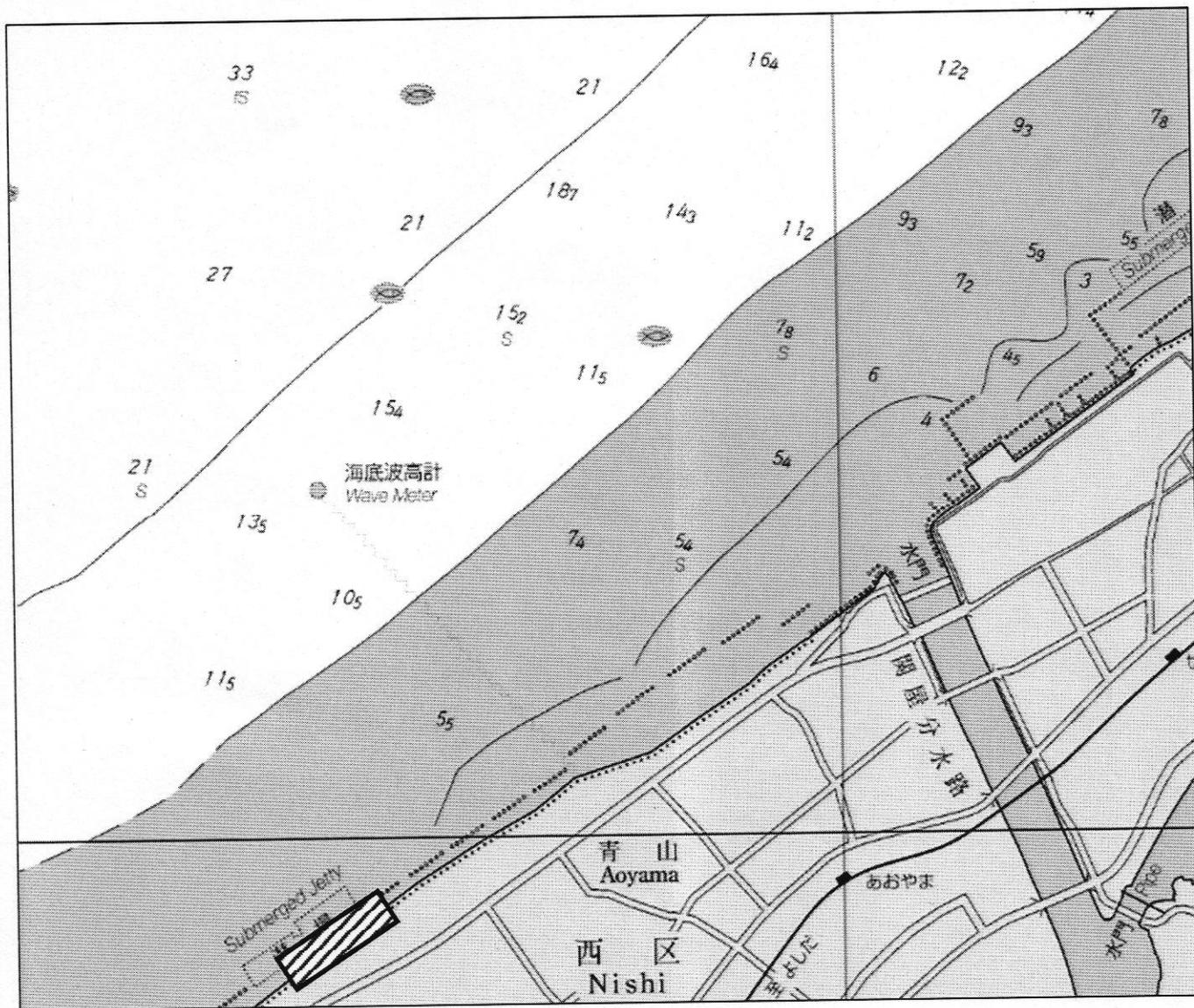
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



付図



 測量区域